

介護職員初任者研修事業支援補助金

介護職員初任者研修事業支援補助金 Q & A

番号	質問内容	回答
1	この補助金は、初任者研修に限定されるもので、実務者研修は補助対象外か。	実務者研修は、補助対象外です。本補助金は、本市で開催される初任者研修に限ります。
2	この事業は、委託して実施してもよいのか。	委託でも可能です。ただし、委託先は、広島県介護職員養成研修事業実施要綱に定める研修事業者として、広島県知事の指定を受けているものとなります。
3	初任者研修の申込者が5人以上であることが交付条件であるが、交付決定後に5人未満となった場合は補助対象外となるか。	交付決定後に、やむを得ない理由により、初任者研修の申込者が5人未満となった場合は補助対象となります。ただし、本市へ連絡をお願いします。
4	補助対象者は、一事業所（法人）では補助対象外か。	補助対象外です。東広島市内で人材確保を行い、かつ市内における複数の同一法人以外の社会福祉施設等によって構成される法人又は団体が補助対象です。
6	市外在住者が受講する場合でも、申込者5名以上に含めてよいか。	住所地が市外の方でも、申込者に含めることができます。
7	研修事業者としての広島県知事指定は、申請時点で取得している必要があるか。	市への補助金申請時点で、広島県知事の指定を受けている必要があります。
8	今年度補助金を受けた団体でも再度申請できるか。また、翌年度も申請できるか。	どちらの場合も申請できます。ただし、予算の範囲内で、先着順となります。
10	研修が中止になった場合、準備に要した経費は補助対象経費になるか。	研修が中止になった場合は、いかなる経費も補助対象となりません。
11	消費税は、補助対象経費に含まれるか。	消費税は、補助対象経費に含みます。
12	法人又は団体の構成施設職員が当該事業に係る事務作業を行った場合の人件費は対象になりますか。	初任者研修に係る内部講師、研修運営業務、レポート採点業務の業務は補助対象となります。
13	交付決定前に支出した経費は補助対象になりますか。	補助対象となりません。